

関島社会保険労務士事務所便り

2025 年
7・8月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話 : 03 - 3609 - 7668
HP : <http://www.srseki.info>



週20時間以上パートも 被用者保険適用

5年毎に財政検証が行われる年金制度の見直しで、次のことが決まっています。

1 被用者保険（健保・厚年）適用拡大

① 週所定労働時間 20 時間以上の短時間労働者について企業規模要件を令和 17 年までの間に段階的に撤廃し、被用者保険に適用する。

被用者保険の適用拡大			
企業規模 (常勤従業員数)	被保険者数	実施時期	
500人超	約107万人	2016年10月	実施済み
100人超		2022年10月	
50人超		2024年10月	
35人超	約10万人	2027年10月	今回改正
20人超	約15万人	2029年10月	
10人超	約20万人	2032年10月	
10人以下	約25万人	2035年10月	

② 常時5人以上を使用する個人事業所を被用者保険の適用事業所とする（既存事業所は当分の間適用しない）。

③ 適用拡大に伴い保険料負担割合を変更し、労働者の負担割合を軽減できるとする。

2 在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金の支給停止となる基準額（令和 7 年度額 51 万円）について令和 8 年度から 62 万円に引き上げる。

3 遺族年金の見直し

18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付とする他。

4 厚生年金保険の標準報酬月額の上限の段階的引き上げ

厚生年金保険の標準報酬月額上限額、現行65万円について、75万円に段階的に引き上げる。

5 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

次期財政検証において、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合は、持続的可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。

全ての医療保険加入者が負担

◆2026年度からスタート

2024年6月12日に改正された「子ども・子育て支援法」により、全世代・全経済主体で子育て世帯を支えることを目的とし、国民全体が一定の金額を拠出する仕組みとなって2026年度からスタートします。

◆支援金が充てられる事業

- ① 児童手当の抜本的な拡充：所得制限を撤廃し、第3子以降3万円に増額（令和6年10月から）
- ② 妊婦のための給付：出産時に10万円給付（令和7年4月から）
- ③ 乳児等柔軟に通園可能な仕組み創設（令和8年4月から）
- ④ 出生後育児休業支援給付：男女で育休を取得した場合に手取り10割相当給付（令和7年4月から）
- ⑤ 育児短時間給付：2歳未満の子を養育

する短時間勤務者に賃金の10%給付（令和7年4月から）

- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る子が1歳になるまで保険料免除（令和8年10月から）

◆支援金は段階的に増加する

政府は2026年度～2028年度にかけて「医療保険に上乗せする支援金」を段階的に引き上げていく予定です。

2026年度:約6000億円、2027年度:約8000億円、2028年度:約1兆円
この総額を、現役世代の医療保険加入者（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、国民健康保険など）と、後期高齢者医療制度の加入者で分担することになります。

こども家庭庁の資料によると、後期高齢者医療制度の加入者1人あたりの支援金額は月額で200円～350円程度が目安となっています（下表参照）。

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （2）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 （参考）被保険者一人当たり 450円	400円 （参考）被保険者一人当たり 600円	500円 （参考）被保険者一人当たり 800円	10,800円 （参考）被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 （参考）被保険者一人当たり 400円	350円 （参考）被保険者一人当たり 550円	450円 （参考）被保険者一人当たり 700円	10,200円 （参考）被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 （参考）被保険者一人当たり 500円	400円 （参考）被保険者一人当たり 700円	500円 （参考）被保険者一人当たり 850円	11,300円 （参考）被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 （参考）被保険者一人当たり 550円	450円 （参考）被保険者一人当たり 750円	600円 （参考）被保険者一人当たり 950円	11,800円 （参考）被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 （参考）一世帯当たり 350円	300円 （参考）一世帯当たり 450円	400円 （参考）一世帯当たり 600円	7,400円 （参考）一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

医師の処方箋なくても 薬局で買える薬

保険外し

◆来年度から逐次実施

6月13日の閣議において、「経済財政運営と改革の基本方針2025年」（「骨太方針」）が決定されました。その中で、風邪薬、胃腸薬、湿布など市販薬と効能の似た「OTC類似薬」の一部について、政府が2026年度から公的医療保険の適用除外とすることが決定されています。

「OTC医薬品」とは、医師の処方箋がなくても薬局で買える市販薬のことです。原案の記述を見ると、「セルフメディケーションを推進しつつ」、「薬剤自己負担の見直しを検討する。」という一文があり、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当することを意味します。

◆国民負担で危険を伴う医療か 国庫負担で医療充実か

このメリットは、医療費を削減できることです。高齢者の増加や技術進歩に伴う医療の高額化によって医療費は増加ペースが加速傾向にあり、OTC類似薬の保険外しは医療費を抑制します。

しかし、患者の負担が基本的に重くなります。保険給付分が自己負担になるうえ、市販薬には販売価格に広告費などが上乗せされる可能性もあります。

加えて、医師の診断なしに市販薬を選ぶことには、危険を伴います。患者が風邪と違って市販薬を買い求めたものの、実は重大な疾患が隠れており、診断の遅れにつながるということもあり得ます。

国庫負担で充実医療をとの声が医療機関や薬剤師会から強いなか、品目の選定が進められ、段階的に拡大するとのこと、今後の動向が注目されます。

保険適用と市販薬価格の比較

保険適用外になると自己負担は5倍～35倍に

症状・薬剤名 OTC類似薬	(保険適用価格 3割負担)	市販薬価格	差額
アレジオン錠(アレルギー性鼻炎)	約160円	約2,000円	1,840円
ムコダイン(去痰剤)	約70円	約2,500円	2,430円
フェルビナクテープ(湿布薬)	約43円	約900円	857円
ヒルドイド(保湿クリーム)	約109円	約1,400円	1,291円
リンデロンV軟膏(ステロイド)	約50円	約2,000円	1,950円
マグミット(便秘薬)	約72円	約800円	728円
リザベン点眼液(結膜炎)	約92円	約600円	508円

※ 特に高額な薬剤ほど負担差が顕著になります。

●最高裁 生活保護費切下げ取り消す

国が2013～15年に生活保護費の基準額を引き下げたのは、健康で文化的な生活を保障した生活保護法に違反するとして、受給者らが国と自治体に減額処分の取り消しや損害賠償を求めた2件の訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷（宇賀克也裁判長）は6月27日、減額処分の取り消しを命じる判決を言い渡した。最高裁が国による生活保護費の引き下げを「違法」と判断するのは初めて。

●精神疾患で労災 6年連続過去最多に

精神疾患を発症して労災認定された人が昨年度 1,055 人（前年度比 172 人増）に上り、6年連続で過去最多を更新したと、25日、厚生労働省が公表した。原因別では「上司からのパワハラ」が最も多く（224人）、「仕事内容・仕事量の大きな変化」（119人）、「カスハラ」（108人）、「セクハラ」（105人）と続いた。中でも「カスハラ」は前年度から倍増した。（6/26）

●公取委が荷主に注意を呼びかけ

公正取引委員会は6月24日、令和6年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果および優越的地位の濫用事案の処理状況を公表した。「不当な給付内容の変更及びやり直し」、「代金の支払遅延」、「買ったとき」など優越的地位の濫用につながるおそれのある行為として747件が報告され、その半数で「荷待ち」があった。調査対象の荷主30,000名のうち100名には立入り調査が実施され、書面による注意喚起が行われた荷主は646名だった。

●フリーランス法違反で初勧告

公正取引委員会は6月17日、小学館と光文社がフリーのライターやカメラマンに対して報酬額や支払期日を示していなかったとして、フリーランス保護法に基づき再発防止とともに、今回対象となったもの以外にも同様の問題が起きていないかの調査および必要な措置を講じることを勧告した。同法施行後、初の勧告となる。口約束での発注や刊行日基準の報酬支払いが出版業界の慣行になっている可能性があり、後日、業界団体に対して法令順守の周知を要請する。

●改正公益通報者保護法が成立 刑事罰導入

改正公益通報者保護法が6月4日、参院本会議で可決、成立した。内部告発をしたことを理由に解雇や懲戒処分にした法人と処分を決めた担当者に対する刑事罰が導入される。また、民事で通報後1年以内に行った解雇や懲戒処分と通報との関係が争われた場合、関係がないことの立証責任を使用者側に課す。

●カスハラ対策義務化 改正法成立

改正労働施策総合推進法などが6月4日、参院本会議で可決、成立した。今後、厚生労働省が指針を作成し1年半以内に施行される。企業にカスハラへの対応方針の明確化や相談窓口の設置などを義務付け、取引先など他の会社の従業員にカスハラを起こさないための研修などは努力義務とした。

